

## 1. 助成対象者について

質問	回答
現在、西条市に住んでいますが、購入したときは、別の自治体に住んでいました。対象となりますか。	いいえ。 購入した日から、申請を行う日まで西条市民である方が対象です。
他の自治体で補整具の購入費助成を受けている場合、西条市でも申請できますか。	西条市で実施しているウィッグまたは胸部補整具の助成(①ウィッグ②補整下着又は人工乳房)については、①②の両方について助成を受けている場合は、申請できません。 助成を受けていないウィッグまたは胸部補整具については、申請できます。
再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合に、再度この制度を利用できますか。	いいえ。 <b>1人につき、1回限りです。</b> ただし、助成を受けていないウィッグまたは胸部補整具については、申請できます。
助成対象者に年齢制限はありますか	いいえ。 ただし、対象者が未成年の場合は、申請は親権者が代理で行うことができます。 なお、お子さんと保護者(親権者)が同一世帯でない場合は、「親権者」であることが確認できる書類を一緒に提出してください。 (例)保護者名が記載されているお子さんの健康保険証、戸籍謄本 等

## 2. 助成対象経費について

質問	回答
助成してもらえる回数は何回ですか	<b>1人当たり1回に限られます。</b> ただし、ウィッグと胸部補整具はそれぞれ1回ずつの申請が可能です。
助成対象となるウィッグまたは胸部補整具は、1人1つに限られますか	<b>購入される個数は問いません</b> ので、複数購入されたものをまとめて、 <b>申請してください。</b> ※購入品が助成限度額未満であっても、申請はウィッグと胸部補整具それぞれ1回しかできませんので、ご注意ください。
再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合には、再度申請が可能ですか	<b>再度の申請はできません。</b>
購入する業者は決まっていますか	<b>業者の指定はしていません</b> ので、店舗での購入でもインターネットでの購入でも構いません。
購入日に制限はありますか	令和3年4月1日以降に購入したもので、 <b>購入日の翌日から1年以内に申請されたウィッグまたは胸部補整具が対象</b> です。
胸部補整具は、乳がんによるものに限られますか。例えば、皮膚がんにより乳房を切除した場合はどうですか。	いいえ。 がん治療における外見の変化をカバーする胸部補整具であれば対象になります。

乳がんの手術を 3 年前に受けました。助成の対象になりますか。	手術を受けられた日は問いません。がんと診断され、その治療を行っている方で、令和 3 年 4 月 1 日以降に購入し、1 年以内に申請されたものが対象です。
ウィッグは医療用(全頭用)に限られますか。	全頭用に限らず、部分かつらや毛付き帽子、帽子も対象になります。ウィッグ本体と装着するために必要なネットは対象に含まれます。それ以外の付属品やケア用品は対象に含まれません。
ウィッグの付属品は、どこまでが助成対象ですか。	ウィッグを装着するために必要なネットは、助成対象品に含まれます。 それ以外の付属品(ウィッグのスタンドなど)や日常的なケア用品(クリーナー、リンス、ブラシなど)は対象になりません。
自作した場合の材料費は対処になりますか	いいえ。 自作する場合は、対象になりません。
脱毛をカバーするための帽子は助成の対象になりますか。	はい。
購入の際にかかった送料や手数料は助成の対象になりますか。	いいえ。 助成対象は、対象品本体にかかる経費(消費税含む)のみです。領収金額に含まれる場合は、費用の内訳がわかる資料を提出してください。
補整具本体にかかる消費税は、助成の対象になりますか。	はい。 (本体価格)+(消費税)が対象経費になります。
ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象になりますか。	いいえ。 購入費を対象としています。
美容院でウィッグを購入しました。その時に、ヘアセットもしてもらいましたが、これも対象になりますか。	いいえ。 領収金額に含まれる場合は、費用の内訳がわかる資料を提出してください。

3. 領収書について	
質問	回答
領収書のあて名に「上様」となっていますが申請は可能ですか。	いいえ。 領収書には、申請者の氏名(フルネーム)が必要です。お手数ですが、発行者へ領収書の再発行を依頼してください。
領収書のあて名が漢字ではなく「カタカナ」書きになっているが、申請は可能ですか。	はい。 フルネームで記載してあれば申請可能です。
指定の領収書の様式がありますか。	いいえ。 領収書の様式は問いません。 レシートでの申請も可能です。ただし、必要事項(①宛名②購入日③購入額④購入品名⑤領収書発行者の名称及び住所)のすべてを確認できるものをご提出ください。

<p>インターネット(クレジットカード決済)で購入しました。領収書がありません。どうしたらいいですか。</p>	<p>領収書に代わるものとして、支払いをしたことがわかるものと、必要事項(①宛名②購入日③購入額④購入品名⑤領収書発行者の名称及び住所)のすべてを確認できるものをご提出ください。 (例)クレジットカード会社からの請求明細書の原本+申込み受注確認のメールをプリントアウトしたものなど</p>
<p>店舗で、クレジットカード払いで購入しました。領収書が発行されませんでした。どうしたらよいですか。</p>	<p>店舗によってはクレジットカード決済でも領収書が発行してくれる場合がありますので、店舗に確認してください。発行されない場合は、購入内容及び支払い内容が確認できる書類を提出してください。(例)支払い内容が確認できる書類(レシートやクレジットカード会社からの請求明細書)(原本)+購入内容が確認できる書類(パンフレットやカタログ等)</p>
<p>購入時にクーポンやポイントを利用しました。クーポンやポイントも助成の対象になりますか。</p>	<p>いいえ。 クーポンやポイントは助成の対象とはなりません。クーポンやポイントを差し引いた請求額が助成の対象となります。また、請求額に付属品が含まれている場合は、付属品の費用を差し引いた額が対象となります。(ただし、付属品のクーポンやポイントにかかる割合の費用は除きます)</p>